

令和5年度 帯広市奨学金及び入学支度金収入基準

所得金額

特別控除額

(A) 保護者の所得金額
(収入が多い方)



(B) 保護者の所得金額
(収入が少ない方)



特別控除 (本人)



特別控除 (世帯)

(A) 収入が多い方の保護者

年間収入金額	所得金額算出方法
268万円未満	0円
268万円以上 400万円以下	年間収入×0.8-214万円
400万円超 781万円以下	年間収入×0.7-174万円
781万円超	年間収入-408万円

(B) 収入が少ない方の保護者

年間収入金額	所得金額算出方法
65万円以下	0円
65万円超 163万円以下	年間収入-65万円
163万円超 180万円以下	年間収入×0.6
180万円超 360万円以下	年間収入×0.7-18万円
360万円超 660万円以下	年間収入×0.8-54万円
660万円超 1,000万円以下	年間収入×0.9-120万円
1,000万円超 1,500万円以下	年間収入×0.95-170万円
1,500万円超	年間収入-245万円

特別控除額表(本人)

区分	特別控除額
高等学校	39万円
大学・専門	121万円

※公私等によらず一律

特別控除額表(世帯)

区分		特別控除額		
母子・父子		99		
就学費	小学校	31		
	中学校	46		
	高等学校	国公立	39	69
		私立	88	118
	高等専門学校	国公立	39(～3学年) 43(4学年～)	69(～3学年) 72(4学年～)
		私立	88(～3学年) 87(4学年～)	118(～3学年) 116(4学年～)
	大学(短大)	国公立	74	121
		私立	133	180
	専修学校	高等課程	国公立	39
			私立	88
専門課程		国公立	36	
		私立	81	
			102	
			147	
その他	障害のある人の世帯	99(障害のある人1人につき)		
	長期療養者世帯	療養のため定期的に特別な支出をしている年間金額		
	家計支持者が別居	別居のため特別に支出している年間金額。限度額71		
加算	震災・風水害・火災その他の災害又は盗難等被害世帯	被害年額		
	就学者・就学前の子が3人以上	3人目以降1人につき124		

※R3の収入による

収入基準額

収入基準額表 (単位:万円)

区分	世帯人員	高校	大学 専門学校
		1人	103
生計費	2人	165	198
	3人	190	212
	4人	206	229
	5人	221	239
	6人	234	250
	7人	246	262

備考 世帯人員が7人を超える場合は、1人を増すごとに高校は11万円を、大学・専門学校は12万円を7人世帯の基準額に加算する。

(例)

父: 年収900万円	(A)	900万 - 408万 = 492万	} 所得
母: 年収100万円	(B)	100万 - 65万 = 35万	
姉: 大学(国立自宅)		74万	} 特別控除
本人: 大学進学(国立自宅外)		121万	
弟: 高校(公立自宅)		39万 + 124万(3人目加算)	

所得金額 527万円 - 特別控除額 358万円 = 169万円 ≤ 収入基準額 239万円

→ 計算結果が収入基準額以下なので、該当します。

※世帯状況・兄弟の就学状況等による控除
(1月1日現在の状況による)

所得金額



特別控除額



収入基準額

の場合、奨学金及び入学支度金の要件を満たします。